

新潟市自転車再生利用実施要領

(目的)

第1条 この要領は、新潟市自転車等放置防止条例（平成5年新潟市条例第24号）

第11条第2項又は新潟市自転車等駐車場条例（平成5年新潟市条例第4号）第

12条第3項の規定により市が処分することとなった自転車の再生利用の実施に
関し、必要な事項を定めるものとする。

(再生利用方法)

第2条 再生可能な自転車については、次に定めるところにより再生利用するもの
とする。

安全基準を満たしたうえで、市の公用または公共用に利用する。

公益上の必要に基づき、他の者に譲与し、又は時価よりも低い価格で譲渡す
る。（新潟市財産の交換，譲与，無償貸付け等に関する条例第7条）

安全基準を満たしたうえで、公益上の必要に基づき、他の者に無償又は時価
よりも低い価格で貸し付ける。（新潟市財産の交換，譲与，無償貸付け等に関
する条例第8条）

(その他)

第 3 条 この要領に定めるもののほか，必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は，平成 7 年 1 0 月 1 1 日から施行する。